

- 一覧図の写しの再交付の申出の手續に当たって、用意していただく必要のある書類

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	<p>✓ 再交付申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類</p> <p>具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ（なお、当初の申出をした後、住所が変わっている場合には、その変更の経緯が分かる記載を含むものが必要です。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 運転免許証のコピー（※2） ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など <p>※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名・押印をしてください。</p>	—	<input type="checkbox"/>

(注) 婚姻等により氏が変わっている場合は、その内容が分かる戸籍謄抄本が必要となります。

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
②	<p>✓ (委任による代理人が申出の手續をする場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ②-1 委任状 ②-2 (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本 ②-3 (資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等 	①-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>